

三田市告示第62号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので、三田市会計事務規則(平成17年三田市規則第5号)第32条の3第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

三田市長 田村 克也

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称：株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー

所在地：東京都渋谷区恵比寿南3-5-7

2 指定納付受託者に納付させる歳入

三田市公共施設予約システムを利用した公共施設予約に係る使用料等の納付

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで